

吉本富男元館長オーラル・ヒストリー1

文書館創造のころ

I 開館以前の状況

1 開館、赴任前の吉本氏

文書館赴任以前、私は高校の教員をしており、最初は浦和高校定時制の教諭でした。それが昭和25年から32年までかな。33年には今でいう長期研修生として、当時は県内派遣といっていたけれど、埼玉大学の小野文雄先生¹⁾のところに通った。34年には大宮商業高校に移った。その間定時制にいた頃、柳田君²⁾が「小野先生が県の議会史³⁾をひとりで編さんしていて大変だから、手伝ってくれないか」といってきた。30年から小野先生の手伝いをはじめて、第1巻が31年に出了と思うが。そんな関係で、以後今日に至るまで県の議会史には携わっている。長いということだよ。

小野先生は当時まだ40代、埼玉大学の助教授で、埼玉県地方史研究会⁴⁾の事務なども全部自分ひとりでやっていた。それで30年からは、私が小野先生の私設助手とでもいうような形で、研究会の事務は全部やるようになつた。私が県や地方史研究会など、文書館に繋がるような仕事に関わるようになった一番の発端は、『埼玉県議会史』といえる。

2 県立図書館の活動と各種の編さん事業

文書館ができる前から、埼玉県立図書館に埼玉資料室というのがあった。図書館の郷土史部門というよりは、歴史の仕事をしていた。

当時森田雄一さん⁵⁾が資料室にいた。私は地方史研究会の会員として、外部からお手伝いをしていた。側面の方からはほとんどの事業に係わっていたということになる。昭和35年の東大史料編纂所との共同調査⁶⁾にしろ、『埼玉の中世文書』⁷⁾のための調査にしろ、図書館の埼玉資料室が中心となり、地方史研究会が協力して行っていた。

埼玉県地方史研究会の発足は、昭和27年。図書館の史料関係の事業では、何をやるにもその側面援助団体だった。初代会長は森末義彰氏⁸⁾、副会長が小野先生だったと思う。当時森末先生は東大史料編纂所の教授で、浦和にお住まいになっていたこともあって、埼玉大学文理学部の非常勤講師もされていた。旧制の浦和高等学校の頃から非常勤講師をされていた。そういったことから、埼玉との関係が強かったといえるでしょう。それで、副会長の小野先生や図書館と一緒に、中世文書の調査にも力を入れられたのではないか。

40年には『埼玉県教育史』⁹⁾の編さんがはじまる。教育史編さんは、組織があるようないようなで、図書館に部屋がひとつあって、利根川宇平さん¹⁰⁾が中心になってやられた。そこが教育史編さん室というべき所だったが、埼玉資料室や後には文書館も協力してやっていた。私も文書館ができる前は、教育史編さんの執筆委員だった。

その他図書館ではないが、私が係わっていたものに、蚕糸課でやっていた蚕糸業史¹¹⁾が

あった。民俗の会¹²⁾の副会長になっている井上善治郎さん¹³⁾が技師でいて、私はいわば小野先生の助手ですよ。あの頃はね、議会史がある、蚕糸業史があるで、まあ忙しかった。本当にいろんなことがあって、寝ないでやつたよ、若かったし。議会史、蚕糸業史、教育史、ぼくは皆係わったよ。

それから、文書館開館前後にはじまった『埼玉県市町村誌』¹⁴⁾がある。社会教育課が主管だったが、開館後は実質的な事務所は文書館にあった。

実際的に、図書館やその後の文書館でやっていたものが多かった。教育史とか蚕糸業史とかで集めた史料は、今みんな文書館に入っている。文書館を作ろうという話と、こういった盛んな編さん事業が繋がってくるところはあるだろうね。史料が散逸してるとか。中世文書の調査では、『武州文書』に比べて残存率が40パーセントとか書いてある¹⁵⁾。森末先生や小野先生の力も大きかった。

3 県庁における行政文書の状況

行政文書が文書館受け入れ以前にどのようにになっていたのか、議会史編さん等との関係で開館以前から行政文書を利用してみた範囲でお話ししたい。

今は県庁に第1文庫、第2文庫がありますが、当時の文書学事課の書庫は、その第1文庫です。本庁舎の食堂があるでしょう、地下の。そこからまっすぐ行ってぶつかった所にあったんです。文書は、そこに入っていた。部屋はそんなに広くない。木の厚い箱みたいな書架が列をなして並んでいた。そこに文書学事課に移された現用のものが入っていた。議会史や蚕糸業史で利用していた古いものはどうだったかというと、そこには並んでいないんですよ。その書架は天井までないんですが、古いものは荒縄で縛って、20冊位ずつかな、全部その書架と天井の間の高い所に積んであって、普通には使えない。昭和の戦前期のものから前、つまり今の文書館2階の保存庫8にある分です。あれは書架には並んでな

1) 当時埼玉大学教授、現在同大名誉教授。長年、埼玉県地方史研究会会長、埼玉県文化財保護審議会会長等として、埼玉県の地方史研究、文化財保護をリードされるとともに、『新編埼玉県史』『埼玉県議会史』『埼玉県教育史』等、多くの編さん事業を手がけられた。図書館に協力して文書館設立を推進、その後も文書調査員、所在調査指導者、『埼玉県史料叢書』編集企画委員等として指導・協力をいただいている。

2) 柳田敏司氏。当時、教育局社会教育課文化財保護係長。その後、文化財保護課長、県史編さん室長、県立博物館長等を歴任。現在は埼玉県文化財保護審議会会長、埼玉県文化財保護協会会長、埼玉考古学会会長など。

3) 『埼玉県議会史』。昭和31年に第1巻を刊行、現在、第15巻、昭和57年度分までが刊行済。

4) 昭和27年創立。会誌は『埼玉地方史』。文書館に事務局を置く。

5) 当時県立図書館館内奉仕部埼玉資料係（埼玉資料室）で古文書類の整理、文書館設立の準備等を担当。文書館設立と同時に文書館（文書課）古文書係長。以後平成3年の退職まで文書館に勤務された。

6) 資料1, 2参照。

7) 資料2参照。

8) 3ページ参照。

9) 昭和40年度から52年度の編さん。県立図書館に事務局があった。本編7巻・資料集7冊・年表2冊を刊行した。

10) その後、小学校長、川島町教育委員等を歴任。現在、日高市史編集委員、川島町史専門調査員等。

11) 埼玉県蚕糸業協会（県蚕糸課内）編さん発行『埼玉県蚕糸業史』。昭和35年刊。全1巻。

12) 埼玉民俗の会。昭和45年設立の民俗学研究団体。会誌は『埼玉民俗』。

13) 長年、県の蚕糸業行政に携わり、蚕糸特産課長等を歴任。埼玉県の蚕糸業史研究の第一人者。『まゆの国』（昭和52年、埼玉新聞社）などの著作がある。

14) 市町村単位に全20巻に編さんされた地誌。昭和43年から53年にかけて調査・刊行。県教育委員会社会教育課（文化財保護室）が事務局であったが、場所は文書館の一角を使用した。

15) 資料1, 2参照。

いんですよ。全部荒縄で縛って。ただ台帳はありますから。1番の番号からだいたい並んでいるから、庶務関係の書類と土木の書類が一緒ということはない。こっちの方には庶務関係があるとか、向こうの方には土木があるよ、というのがわかる。真ん中あたりには産業や農業の関係の書類がある。蚕糸業は農業だからね、そこの所から引っ張り出して、台帳に書いて文書学事課に断って借りて来ればよかった。留守番もいないんだから、そこには。当時、文書の管理を担当していたのは佐藤甲子さんという人だった。佐藤さんは、文書の保存管理にすごく貢献した人で、そのことで知事の職員表彰まで受けている¹⁶⁾。

ちなみに蚕糸業史の編さん事業を実際にやっていたのは、現在のこの文書館の場所だった。埼玉県養蚕農業協同組合の建物が、ここにあったんだ。その後公用車の駐車場を経て、58年に文書館の新館ができる。

とにかく県庁の古い書類は、整然と配架されてはいなかった。というのは、どんどん書類は増えるけれど、書庫は増えない。だから、そういう過去の書類は収納方法がないんだよ。他にもっていく訳にはいかないんだから。それで、ずっと積んであった。議会史編さんでも、もちろん自分達で取りに行ってコピーして、それが終わったら返して。そういうふうにやっていた。

そうしているうちに、文書学事課で戦前の文書を廃棄するという話がおきた。昭和38年頃だったと思う。小野先生とぼくとで議会史の編集をしていたところに、議会事務局図書室の大畠福三郎さんが文書学事課へ行って情報を仕入れて来た。「あれは廃棄するそうですよ、もう課長決裁は取ってあるそうですよ」というので、小野先生がびっくりして、「そりやだめだよ、すぐ何とかしなくちゃだめだよ」とおっしゃった。私がそこで文書学事課の課長さんのところへ行って、「ともかくそんなことされちゃ困るよ」と言うと、「困るって言ったって、こっちも困るよ、置けないんだから」というやり取りだった。場所がない

から廃棄したいということで、他意はない。もう県庁では使わないんだから、戦前のものは。今の書類を入れるためににはしょうがない、ということだった。その時即断したかどうかは記憶ないが、たぶん困って帰って来たと思うけど。その頃、議会の建物、今の建物とは違うけれども、その議事堂の図書室の書庫がうんと空いていた。行政文書を全部入れる位の余地はあったんですよ。そこで大畠さんが一時保管させてもらいたい、捨てるんじゃなくてそっちで預かりたいと、申し出てくれた。「そういうことなら結構でしょう。部長に決裁を上げるのはやめましょう」というので、課長止まりになった。

実際に文書を運んだのは、議会の若い職員です。ぼくも手伝った。運ぶのは、結構大変だった。綱で縛って、引っ張って2階にあげたりした。文書は文書学事課のもので、場所を議会が貸してあげたということだよ。文書が議会に移ってからは、事実上は議会図書室で管理していた。当時の利用としては、議会史と蚕糸業史の他にも市町村合併史¹⁷⁾がある。これらの編さん事業などで使われていたから、ということがあるだろう。大事さが分からなければ。編さん事業が行われていたことにより、知る人ぞ知る、大事な史料ということが分かったんだ。別に文書学事課も大事じゃないと思っていたという訳ではなくて、現用の方を大事にしなくてはいけないから、古い歴史よりも今の問題に対応しなくてはいけないので、そんなに关心はなかったのではないか。

4 文書館の設立と上野茂館長

当時、図書館長は昭和32年から上野茂さんだった¹⁸⁾。上野さんは県の教育委員をされていて、その退任後に館長になられた人で、ある意味で普通のお役人ではない、型破りな人でした。知事に対してもどんどん進言できた。丁度その頃、昭和38年の県の総合振興計画¹⁹⁾に「文書館」というのが入ってくる。埼玉県地域研究会²⁰⁾の請願などもある。昭和38年の

頃には、「文書館」という言葉が出て来ているんだ。すでに山口県に文書館があったしね。今ほどではないけれど、全国的にも図書館界に古文書・公文書の保存が、どちらかというと古文書の保存が重要であるという気運があったんだろうね。上野先生が日本図書館協会公共図書館部会の副部会長をやっているんだよ。直接そういうところへ行って耳にしている訳だよ、そういう情報を。この部会の郷土の資料部門では、文書館問題も取り上げている²¹⁾。その上野さんが図書館の大きな柱のひとつに、郷土資料の充実と利用促進を挙げていた。実際、昭和30年代の後半位から古文書目録²²⁾を出したり、近世史料講習会²³⁾をはじめたりしている。町田家の目録を出したのが昭和40年で、同じ年に『埼玉の中世文書』が出ている。それらを熱心に進めていた森田君の功績が大きいんじゃないかな。森田君がこつこつ、こつこつやって、その必要性が上野先生に認められたというのが。

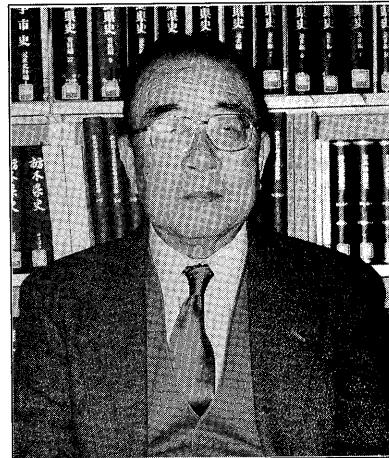
一方で、議会史や教育史編さんなどの動きが凄く活発になってきていたという背景があるんだろうな。小野先生や森末先生をはじめとする地方史研究会も、陰に陽に随分関係したんじゃないかな。

上野先生の、図書館の中で何かを進めたいというお気持ちと、古文書類の保存と文書館という全国的な動きに係わっていたということ、それに埼玉でも同じように森末先生・小野先生をはじめとする地方史研究会の活動があり、全国的な図書館界や地方史学会の動き²⁴⁾ともピッタリ合って、文書館を作ろうということに繋がっていったということなんだろうな。最終的には上野館長という人がいたから、文書館はできたんでしょうね。

Ⅱ 文書館発足の頃

1 職員と施設

昭和44年に文書館が開館した訳だけれど、組織的には図書館の中の文書(もんじょ)課で、私は4月1日に文書課長として赴任し



吉本富男氏近影

- 16) 通称浩二。昭和29年から秘書課編さん係に勤務、保存文書整理の功績により33年に職員表彰を受けた。その後、43年まで文書学事課に勤務。
- 17) 『埼玉県市町村合併史』全2巻。昭和33~37年に総務部地方課により編さん刊行。
- 18) 大正2年生。小学校訓導、県立松山中学校（戦後松山高等学校）教諭。戦後県教職員組合書記長を経て、昭和25年に公選の県教育委員に当選、32年9月まで務める（うち28年11月～29年11月教育長）。32年11月より県立図書館長。県立図書館（後の県立浦和図書館）新館、文書館、県立熊谷図書館、県立川越図書館と、建設・設立に携わる。51年退職、62年逝去。
- 19) 資料5参照。
- 20) 埼玉県地方史研究会、埼玉県地理学会、埼玉考古学会の3学会合同研究会として昭和32年に発足、機関誌『埼玉研究』の発行や埼玉県地域研究会等を開催。現在は、各学会単独で活動しているが、年1回の「埼玉県地域研究発表大会」は継続している。資料6,7参照。
- 21) 昭和39年度「近世史料の整理」、40年度「地方行政資料の収集と管理」とワークショップを開催、41年5月には山口市で「公共図書館と文書館制度について」をテーマに研究集会を開催。資料8参照。
- 22) 「近世史料所在調査報告」のタイトルで昭和40年に第1集を刊行、20集より「収蔵文書目録」と改め、現在第39集まで刊行。資料3参照。
- 23) 近世文書の解説と取り扱いを講習。昭和38年に第1回を開催。現在は「古文書解説講習会」の名称で解説が中心。夏期2日間。資料74,75参照。
- 24) 昭和39年には、いわゆる「日本史資料センター問題」がおき、史料の現地保存、都道府県市区町村への文書館設置が提起された。

た²⁵⁾。発足時職員は7名。開館の時は文書課のなかに古文書係と行政文書係があった。庶務とか管理的なことについては、図書館の方でやってくれていた。文書館には、はじめから事務系の職員はひとりもいなかった。その頃はアーキビストの制度も研修もないから、一番近いのが学校の先生、それも社会科の先生、というのは仕方がないんだよ。当時は学芸員だってひとりもいなかったんだから。最初は1年位時間をかけてカードや目録を作って、ちゃんと体制を整えてから閲覧を始めるというのが普通なんだろうけれど、館の史料の整備もしながら閲覧もする、1日も無駄にしないように開館、即閲覧にあってかいなくてはいけなかつた。そういうのが、大変だつた。でも、ゼロではないから。根岸家・平山家などの3家の古文書目録が図書館時代に出来ていたから。

行政文書については、簿冊目録も件名目録もある訳がない。アルバイトの人が、簿冊のカードを作った。そのカードをもとにして、1年間で簿冊目録を作っちゃおうと考えていた。もちろん、製本なんてしてないですよ。昔の形のままに配架していた。でも、文書学事課すでに打たれている番号があったので助かった²⁶⁾。ともあれ6月のオープン日前までに、少なくとも簿冊カードはあったから、閲覧をやるつもりならば出来るということだった。

それから、施設・設備の整備と制度・規則の整備。そして落成式と記念行事の準備。そういうのを全部ひっくるめて2か月でやつた。残業はしたけれども、夜中までしたっていう記憶はない。

8時くらいまではいたんじゃないかな、毎日。そんな状況だから、施設的には建物がまだ乾いてないうちに配架するようなこともした。今から見ればそれは極めて問題なんだ。建設が終わってすぐなんだから。燻蒸器もすでに設置されていて、すぐに稼動できる状態だった。実際には全然使わなかったけど、修復に使う張り板や刷毛なんかは全部揃って

いた。製本室があって、後にはやつたけど、はじめはそういう余裕もないし、やっていなかった。行政文書の簿冊目録を作らなければならないとか、古文書の収集をしなければならない、とかだったから。それはもう一朝一夕になったものじゃない。

図書館に比べて、文書館部分の方が施設的に特別だということは、意識しているんだよ、当然。温湿度管理とか、そういうことは言っているんだから。文書館には文書館の機械室があって、図書館とは別になっていた。恒温恒湿という考えが、図書館とは違つてあつたんです。開館当時から、基本的に設備面での進んだ考え方をすでに取り入れていたんです。壁ひとつで図書館とは続いているけれども、施設としては全く違うものだった。文書館は新しく建設されたんだから。それは、森田君がいろいろ調べたんじゃないですか。当時県内には博物館もないから、県内においてそういう意味でははじめての施設だな。森田君は山口県文書館や文部省史料館を参考にしたんだろう。

2 制度・規則の整備

文書館の制度・規則、これは私が行ってからですよ。利用・移管・古文書契約などというのは。今の桐川卓雄教育長が教育委員会秘書調査課の主事でいて、法規面でいろいろお世話になった。法律については、こちらはわからないから。また、弁護士で教育委員長をなされていた関井先生のところにも、何回か教えてもらいに行った覚えがある²⁷⁾。

そういう制度・規則が適法しないという、そういうことはなかった。法律的に無効だというのは聞いたことがないから、少なくとも適法なんじゃないかな。はじめ文書館には、行政経験豊かな人はひとりもいなかったから、法律の知識を持っている職員はひとりもいなかった。だから、試行錯誤でやっていたんだよね。ただし、県の機関だから監査を受ける度にいろいろ分かってきて、これはちゃんとしなくちゃいけないと。経験で学ぶと

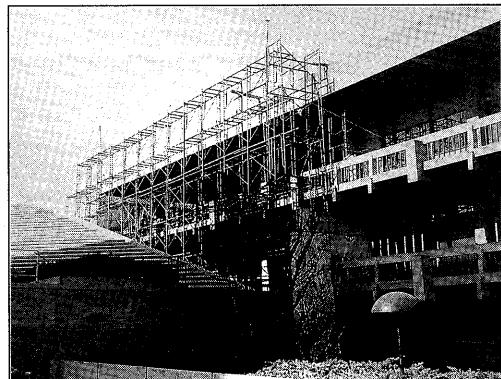
いうことはありましたね。でも、寄託や寄贈がいけないとかいう、文書館の根幹業務についての指摘はなかったね。

行政文書については本庁の方で、教育局総務課などが文書学事課の方といろいろやってくれた。実際には文書はすでに開館前「一時保管」としてあったけれども、正式な管理委任の書類手続きは済んでいなかった²⁸⁾。制度上は文書館はないけれども、文書館ができる前にすでに行政文書は移されていたから、カードを探るなど移管手続きの準備をはじめ、総務課とも協議をした。

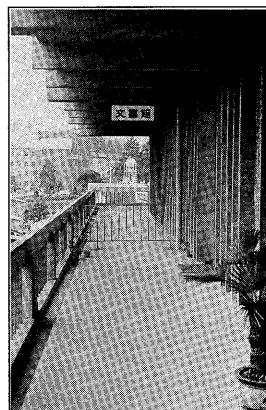
当時の主管課は社会教育課。文書館は教育機関という位置付けだから、いわゆる本課・出先という意識は全くなく独立した機関として意識していた。上野先生も図書館は教育機関として独立した機関であるという意識が強かったし、われわれもそう考えていた。社会教育課の指導を受けたことはなかった。文書館は独立の機関だから、管理規則に基づいて行なっていればなんら問題はなかった。文書館は独立性が強かったといえるだろう。

管理規則のなかで文書館と図書館で大きく違うのは、「公開できない文書」についてだ。それははじめから管理規則の中に「指定文書」という規則がある²⁹⁾。その中で一番大きなのは同和問題と人権問題だったろうね。現在でいうところのプライバシー保護をしなくてはならない。行政文書については、最初は内規手続きだった。人事関係は50年、それから一般文書については20年経っていなくては公開できないという、今は変わっているだろうけど³⁰⁾。これについてはもちろん教育委員会で決めているけれども、他課にも合議をしている。

はじめは誰も知らないから、公開できない文書の年数などは、常識の範囲内で出てきたんだと思うよ。全ては“常識”っていうところからはじまっている。先行する規則がある訳でもないし、他の例を引いている訳でもないし。現在の30年原則というのが呼ばれるようになったのは、後になってから。私は外国



建設工事中の文書館(外観)



文書館入口



落成式での吉本氏

25) 文書館は、最初は独立機関ではなく、県立図書館の文書課として発足した。組織的には図書館の1セクションであったが、施設や資料の管理方法を独自に持ち、「文書館」の名称を用いていた。

26) 注16の佐藤氏の整理によって付されたもので、現在も「文書番号」として使用されている。

27) 関井金五郎氏。日弁連副会長等を務めた。

28) 63頁解説参照。

29) 資料30及び32参照。

30) 現在の指定文書の指定基準は「公開により人権侵害のおそれがあると認められる文書」(「指定文書に関する細則」第2条)のみとなっている。

の「アーカイブス」は全く知らなかった。当初は山口県文書館を見習った点が多かっただろう。

処務細則を定める時には、どっちの係にどの仕事を振り分けるかが大変だった。たとえば、収集から史料の編さんまでを古文書係が行うとか、喧喧諤諤で職員みんなでやった。仕事がアンバランスにならないように、細かく割り振った³¹⁾。

3 利用の状況と促進

開館と同時に一般の閲覧もはじまっているんですが、利用者は少なかったですよ。初日の利用者は3名くらいじゃないか。6月1日の開館日から古文書も行政文書ももちろん利用に供していた。利用者促進のためにはどうするかと考えた時に、生徒に利用してもらうのが良いと思い、当時のパンフレットはそういう意味合いのものを作成した。直接利用の数字では、文書館はどんなことをしたって図書館には勝てない、だから間接利用で利用者増を図ろうと。

図書館じゃないから、すべて利用の点数で決める訳じゃないけれども、利用が少ないというのは困るよね。そこで一般の利用というよりは、学校などに利用してもらうというような方向に波及していった。当時の対応策のひとつとしては、小学校ができるちょうど100年位だったから、学制頒布100周年記念ということで、各学校で沿革史を作りだしたんですよ。その利用が大きいんですよ。原史料じゃ大変だから、行政文書の教育関係の簿冊などは複写本で閲覧に出していた。それ自体がぼろぼろになるほど、利用が多かったんだよ。この場合、閲覧に来るのは学校の先生やPTAだから、どんどんその情報が広がっていくんですよ。それで、文書館にはこういう史料があるから使ってほしい、と広報をしたら、使わせてほしい、と随分来てくれました、いろいろな学校が³²⁾。それから、広報が大事だ、ということを痛感した。随分新聞に記事を載せたりした³³⁾。はじめのうちは目録が出るた

び、文書が寄贈されたり、寄託を受けるたびに、新聞に載ったりしている。記者発表だからね、資料提供じゃないんだから。

また、当時相当の勢いをもってはじまつたのが、各市町村における自治体史の編さん事業だ。各市町村には、そんなに行政文書は残っていないですから、文書館の行政文書に頼らざるを得ないし、行政文書の利用が必要だということが痛切に感じられてきた。

もうひとつ重要なのが、開館翌年の昭和45年に地方史研究協議会の大会が、文書館に隣接する埼玉会館を会場として行われたことだ。文書館もいろいろ協力し、文書館自体の見学や文書館についての報告もあった³⁴⁾。これにより、埼玉県立文書館の存在が東京近郊に在住する研究者に知れわたり、利用者数の増加に繋がったことは間違いないだろう。

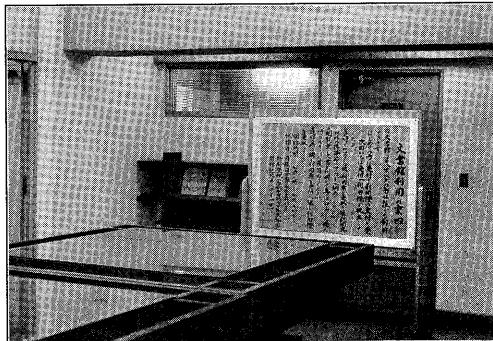
文書館が建設されて、一番歓迎したのは歴史学会だろう。日本学術会議、地方史研究協議会、日本歴史学協会など。開館以降、県民や研究者からの反響はすごかったよ。

学校史とか、わりとそういう組織的な利用のところからはじまって徐々に普及していく訳だ。個人の研究では、やっぱり大学生だろうね。それから院生。閲覧者の中には、文書館の史料を使って学士院賞を貰った人もいた。学生だけではなくて、一流の研究者も来館しているんだよね。全国的に見ても、埼玉に残されている文書はすばらしい、という評判をいただく訳ですよ。特に行政文書は、他県では当県のようには残っていないということですよ。また、残っていても、必ずしも文書館の様な閲覧機関で見られる訳ではない。埼玉の場合は閲覧機関で収蔵しているから、県民や研究者が見られるんですよ。利用上は大変いいということになって、それがだんだんと知れ渡っていった。当時、関東では東京と埼玉にしか文書館はないから³⁵⁾。県民というよりは、かなり広範囲から利用者が来た。特に東京の研究者の利用が多かった。

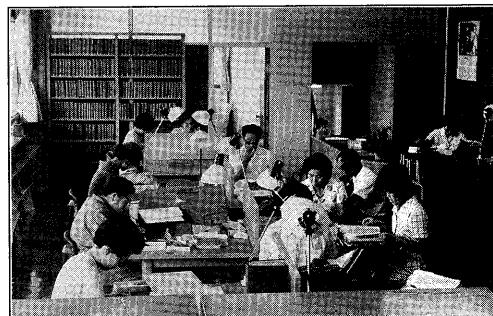
最近では土地の境界線の確認といった利用が多いようだけれども、当時はやっぱり研究

だろうね。でも、そういうような利用もあつたろう。裁判で提出を要求される、ということもあったんだから。境界争いの問題ね、そういうので証拠書類という考え方に基づいての重要さというのはある訳だから。あくまでも文書館を作ったのは地方史研究会の陳情などが要因であり、歴史というものの重要性から設置された。でもそれじゃ限界がある。文書館とか公文書館というものは、県民の利益を守る、というような考え方方が大事だ。境界争いの問題などになった際には、行政文書が残されていたことによって解決する場合がある。たとえば、大正時代に用水路を含む河川等に関する法規——自治体や公共組合には、無償で払い下げるというような法規が出てるんです³⁶⁾。けれど埼玉の文書館には、それに関する書類が揃っているんだよ。まだ未登記の土地だと、ちゃんと測量を経て、証拠書類を添付して正式に登記しなければならない。そのために必要な証拠書類が、行政文書にあるんだから。だから、自治体や公共組合から委託されている測量会社が来るんですよ、ずっと何か月も調査のために。証拠書類がなければ、自治体や公共組合がその土地を買い上げなくてはならなくなってしまうから。ただ歴史の史料が重要だ、というだけではなく、こういう例を行政マンに説明し、文書館は県民の権利や義務を守る施設として必要なんだ、という点を、ぼくはアピールするようになっていった。その考え方は文書館の独立というよりは、新館³⁷⁾という視点に繋がっていくんですよ。

行政文書というのは県民の権利を守ることができる、また残された文書は現在の行政にも役立つんだ、ということを強調したんですよ。新館は、単なる歴史的な史料の保存・保管という側面だけではできなかったよ。県民の利益を守ることができる施設としてアピールしなかったら。



文書館ロビー



閲覧室の様子

31) 資料31参照。

32) 資料57中「本年度の傾向」、資料64参照。

33) 資料56参照。

34) 総会で「地方史研究と地方文書館」が主要議題としてもあれ、木村礎、佐藤誠朗両氏とともに大村進行政文書係長が問題提起を行った。資料76、文献12,14参照。

35) 東京には昭和43年開館の東京都公文書館があった。

36) 官有地特別処分規則。

37) 昭和58年の「新館」オープンは「埼玉県行政情報公開条例」施行と同時であり、旧館時代には閲覧提供されていなかった戦後行政文書も閲覧提供されるようになった。

III 史料の収集と整理、普及

1 行政文書の移管・整備—文書課との協力

行政文書については管理委任文書だから、目録を出す費用などは文書学事課の方で予算化してもらった。その方がお金も付くしね。それから、5,000冊くらいある行政文書の製本を5年間位でやると、予算要求したと思う。そうしたらば、なぜ5年間でやるのか、どうせやるなら、1年でやってしまってはどうですか、と財政側から言われて、結局1年でやってしまったということがあった³⁸⁾。

行政文書については、他館は、永年保存文書を移管していない所も多いけれど、埼玉の場合にははじめから永年保存文書を移管しているというのが特徴だよね。知事部局の文書学事課の書庫が狭くて保管できなかつたというスペース上の問題で、簡単に文書館へ移管された。全国的に見ても、今でも移管していない県が多いんだよ。埼玉の場合は11年たつた文書は文書館に管理委任する、とされた³⁹⁾。

もうひとつは廃棄された文書を、文書館が独自で収集してきたものがある。これについては他県の方が文書規則の中にはじめから入っていて、きちんとやっているんじゃないかな。当時の私としては、制度が整わないけれど、いいものはいいんだ、という方針で規則整備なしに先取りしてやってしまったんだ。今日問題になるとしたら、その点だ⁴⁰⁾。ともかく文書規程の改定なしに、大事な文書は文書館に移してもらった。それまでの文書館がなかった時代には、10年末満の保存期間だった文書については、全く残っていない。全部廃棄されてしまうんだから。文書館へは、昭和35年位から来ているんじゃないかな、廃棄文書が。

収集に関しては、はじめは文書館から行って大目に収集きていた。そのうちに文書館に目録の提示をしないと廃棄できない、というようになっていった。こうなると規則に近いよ。そういうように条文化はされていくても、慣行を作っちゃうんだから。向こう

から送り付けるんだからね。そのうち文書館から出向かなくても、文書課⁴¹⁾の方から持ってきててくれるようになった。そのように、文書課との関係は、すごくよかった、ということだよ。後になってから、文書規程を改定するでしょう。あの頃は全体の1割程度を収集してきたと思うな。私の考え方だよ。中期計画に関する文書だとかなんとか、もっともらしい理屈をつけて収集したよ。すでに山口県などにそういう基準があったから、それを送ってもらって。当時はすべて山口県じゃないかな、そういう時にモデルになるのは。山口以外にないんだから。山口以外の館とは、情報交換した覚えがないよ。東京もあつたけれども、市史稿⁴²⁾のところだ、という意識があつて。やはりこれは山口ですよ、なんと言っても。

それにしてもそんな難しいことはやっていないな。思いつきみたいなところもあった。そんなに整然としたものではないよ。収集する文書については、作った目録にチェックすればいいんだから。廃棄するのは、廃棄すると区分けして簿冊単位でこれはいるとか、いらないとか、それをこちらでチェックしちゃえばいいんだよ。

文書課と文書館の間では、本当に文書の権限争いというものはなかった。文書課としても、文書管理や保存を代わりにやってくれるところがあるのは有り難い、という考えだったから。ただ、文書館や図書館に渡すと公開されちゃうから困る、という考え方は当時もあったよ。すぐには公開しないから心配ないよ、と言って了承してもらっていた。実際、当時は収集文書は公開していなかったんだから。私は毎日のように収集に行っていたんだから、文書課の職員みたいなものだったよ。ともかく文書課との関係作りに、毎日通ったよ。私が文書館に異動した当初はそうは思っていなかったかもしれないけれど、やっていくうちに大事な仕事をやっているという意識がものすごく出てきた。文書課は当時は、文書館にそういう仕事をやってもらって有り難

い、文書館の方へ感謝、協力するという感じだったね。予算の範囲内なら最大限、なんでも協力してくれるというような。文書課は、とても協力してくれたと思うよ。文書館の説明を私が一生懸命すると、だれもが私欲でやっているんじゃないことは分かります、と言ってくれたよ。

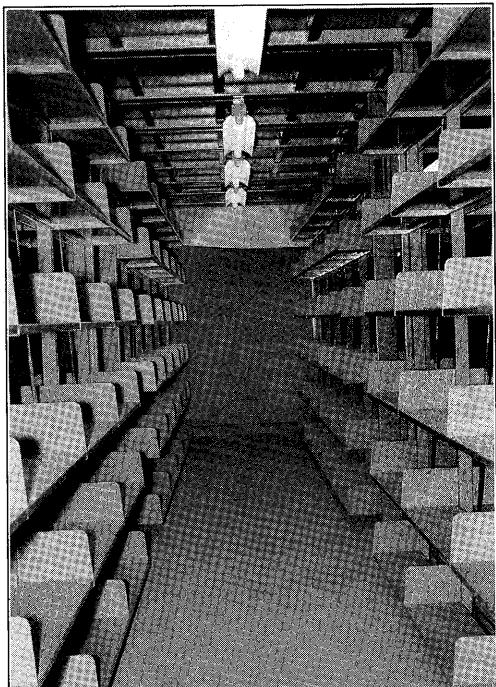
行政資料⁴³⁾は文書館では収集しなかった。あれはよかったと思う。文書館のような施設を建てて、図書館の仕事を狭くするのはけしからん、という考え方は基本的にあつただろうからね。図書館の反発を受け、図書館とけんかをしたら文書館の発展はないと思っていた。必要以上に資料の奪い合いになってはいけないとか、私の経験からそういうのがあった。直接図書館とぶつかったことはなかったと思うよ。

だけれども、最初行政資料を扱っていなかったことは、今日では致命傷になっている。対外的に、はじめから収集していればよかったのに。文書館において「古文書」「行政文書」「行政資料」は3本柱なんだけど、埼玉県立文書館ではその内のひとつである「行政資料」をやっていなかったんだから。と言うのは、文書館が図書館の埼玉資料室から発展し、その後図書館の一組織として出発したからなんだよ。時間及び労力から考えて、そこまで収集範囲を広げる余裕もなかった。その後、文書課の浄書のところから、一括で収集させてもらっていた時期もあった。そういう程度に、図書館の中にあった時期は、公開は別として収集していたんだけど、公開も含めて積極的に収集するようになったのは、新館になつてからだろう。

また、文書館で扱う図書はあくまで利用者の参考図書であって、図書そのものが史料ではないんだよ。

2 行政文書の整理一カードと目録

前にも言ったように行政文書の製本についても、5年計画で出した所が1年で、ということになったし、「総目録」⁴⁴⁾も作ったり、



書架工事完成時の書庫(1階1層)

38) 資料69参照。

39) 資料49,52,53参照。

40) 平成3年2月に「歴史資料の保存及び利用に関する規程」が定められ、「埼玉県文書規程」は「廃棄を決定した文書のうち、歴史資料として重要であると認められるものは、文書課長が文書館長及び主務課長と協議の上、文書館長に移管するものとする」(第49条第1項)などと改正された。

41) 文書主管課である総務部文書学事課は、学事課の分離により昭和47年5月に文書課となった。以下、正確には「文書学事課」時代にまたがる話もあるが、吉本氏もすべて「文書課」と表現されており、「文書課」で統一する。

42) 『東京市史稿』。明治44年当時の東京市で第1冊目を刊行、現在も東京都公文書館で編さんが継続。同館は戦後、この編さん事業を目的として昭和27年に設置された都政史料館を前身としている。

43) 当館の現収蔵資料区分では「行政刊行物」。

44) 資料68参照。

開館の年にはいろいろやったよね。翌年には件名目録を出す訳だけれども、これは全国初のものですよ⁴⁵⁾。件名目録が出なければ、利用の促進に繋がらないんだから。これが出て一番喜んだのは、市町村史編さんの担当者だった。利用頻度が多いものから作らせた。だから最初が産業編、次が県治編、それから学務編。これらが利用頻度が高いと思われる史料で、その頃にはそうした傾向がもう分かっていたから。ともかくこの件名目録は、高く評価してくれないと困る。総目録はあるけれど、件名目録は全国になかったんですから。これが利用を促す。文書館は一にも二にも利用機関である、という考え方が初期にはものすごく強かった。後に独立する際に作った文書館条例にも、まず文書館の基本理念として“利用”を挙げている⁴⁶⁾。

目録カードを取るのは、アルバイトの人だ。アルバイトを多用する。アルバイトの入件費は最初から文書課の予算なんですよ。文書館で管理委任を受けているから、当然そういうことになっていったんじゃないかな。

明治期の行政文書を複写本で見もらうためのマイクロ撮影は、かなり早い段階からやっている。利用で史料を痛めちゃいけない。史料保存という観点から、それは常識だろう。少なくとも戦前期の文書、とりあえず明治期のものは最初から複写本で利用に対応しようと考えていた。特にコピーが史料には良くなきから。

それから、出先機関の文書をある時期入れるんですよ。そのためには、行ってみなければならないでしょ。だから私が見に行った、文書課の職員と一緒に。茶業試験場など、みんな見て歩いたよ。史料の保管状態が悪いから文書館に移してくれ、といって、そうやって文書館へ出先の文書が来たんだよ。ともかく行政文書の収集は、どんどん進んでいったということはいえるでしょう。閲覧室で見るためだけなら、何も活字にした目録じゃなくてもいい。とりあえず、カードがあればいい。しかし、利用促進のためには、こういう史料

が埼玉の文書館で所蔵されているということを知ってもらわなければならない。こうした普及のためには、府内ののみならず図書館や関連施設などへも広く配布しなければだめだ、それには活字化しなければならない、という、そういう考え方だよね。件名目録もあらゆる機関に送った。どこの県だって件名目録はないんだし、簿冊レベルでも台帳ですよ。それで利用させている所も少なくない。他の県でもカードはどんどん作っているだろうけれども、件名目録まで作っているところは、當時なかった。

簿冊単位の総目録の方についていえば、戦前までを対象とした第1集というのは、その簿冊名だけなので、どんな文書が入っているかわからない。だから、総目録第2集の時には、このままじゃだめだ、ちゃんとどんな文書が入っているかということを細かく注記しなければだめだよ、と担当の原由美子さんに言った。件名目録まではいかないけれども、折衷的に総目録第1集と件名目録の間をねらったのが、総目録第2集⁴⁷⁾ですよ。あれは独立してからずっと後のことだけれどね。

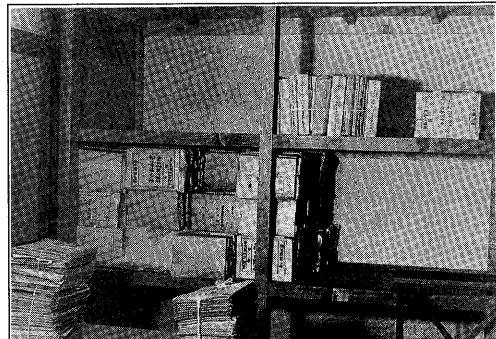
総目録、いわゆる簿冊目録の次は件名目録だという発想は、自然だった。総目録ではどんな文書が入っているかわからないから、利用が出来ない、ということなんだよ。普通は簿冊のなかに件名の目次が付いているから、簿冊の次はその件名の目録を作ろうという話が自然に出てきた。埼玉の場合は図書館から発展したから。カードや目録とか、そういうものが大事であるというのは、図書館では常識でしょう。だから、検索するためにはどうしたら良いのかという、そういうことはアーカイブスとか何とかっていう理屈はいらなかった。ともかく利用者が文書を見るには何が必要かっていう、そういう発想から全て来たんじゃなかったかな。急いで目録を作るには、そんなに考えていてはだめなんだ、と。ともかく明治期や大正期につくられた、あの件名のスタイルで良いんだと。分類も多少は動かしているけれども、基本的にはそこにあると

おりですよ。ただそのままでは、たとえば並べる順番が北足立郡・入間郡・比企郡……にならないんだから。それはもう検索しやすいように、カードで編成させたということだから。最初はどう作っていいかわからないから。分類とか目録作りに関しては、当時は横文字の文献しかなかったから、われわれはとても参考にできなかった。だから、「まず利用ありき」の目録作りだった。後世の人には批判してもらって、体系的な目録を作つてもらえばいいと。すべてのことに関して、当時のわたしの考え方はそうだった。それがいいか悪いかは別ですが。

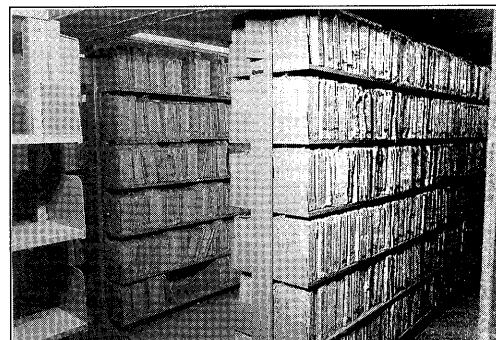
件名カードを全部作っていくのは戦前期の文書に対する方法であって、それ以降の時代の文書については量的にも無理だろう。ともかく、冊子体の件名目録が今もって全部できていない。でも、カードは全部あるんだから。このカードを作った予算はほとんど文書課から出ているだろう。行政文書についてはそれくらい文書課で力を入れてくれたんだよね。

3 古文書の収集

古文書目録の第1集というのは図書館時代の目録ですが、現在は学習院大学史料館に入っている名栗村町田家文書です。これが「近世史料所在調査報告1」なんです。それが分冊となっていて、結局1~4まで。それから、第2集が青山の根岸家文書、それから第3集が42年度に出た平山家文書、第4集が43年度の諸井家文書、そこまでは図書館の埼玉資料室でやっていた訳です。町田家については3~4年くらいかかるかっていうと思う。このものについては、こちらには持って来ていないんです。町田さんのお宅に行って、本家の蔵から出した史料を分家に持ち込んで作業をさせてもらっていた。1日、2日ではなく、一定期間職員が泊まり込んでね。目録作成のために史料1点ごとにカードを採って、現物はもちろん蔵に返す、そういう作業を継続していた。そうやって目録を作ったが、文書館ができてからだと思うけど、学習院大学に入っ



図書館に運び込まれた行政文書



書庫に配架された行政文書



古文書収集の様子(昭和48年:土生津家にて)

45) 資料70参照。

46) 昭和50年4月施行の「埼玉県立文書館条例」第2条は文書館の業務として最初に「文書の利用に関すること。」を掲げている。

47) 原由美子氏「行政文書整理試論—総目録第2集を編集して—」(本誌第2号、1985年) 参照。

た⁴⁸⁾。そういうことで、町田家文書は1度も浦和の地にはきていません。私は個人として、この調査に参加していました。

根岸家文書の経緯については覚えていないけれど、あれは埼玉大学の小野先生の研究室から。小野先生のところで受けたけれども、助手もいないから、教え子の森田君がいた図書館に任せた、ということだろう。

平山家は埼玉大学の村本先生⁴⁹⁾が間に入った。これははじめは寄託で、その後寄贈に切り替えるんだ。諸井家文書は購入した、という記憶があるな。これらの文書については、昭和44年に文書館ができる時に埼玉資料室からそのまま移管した。そして、6月に新たに古文書の寄託制度が開始され、はじめに伊奈町の加藤家文書が入ってくるだろう。これは、教育史の関係で入った文書なんだ。私や利根川さんが、編さん過程で加藤家を訪ねたんですよ。そこに倉庫があって入れてもらったら、文書がたくさんあってね。「文書館ができる暁には寄託していただけますでしょうか」と事前に言っていたんだよ。そして、加藤さんを文書館の落成式に招待しているから、その時に施設なども見てもらい、寄託の意志を確認し、了承を得た。文書館ができるから1か月後に、文書を引き取りに行った。それで、加藤家が寄託契約第1号になったんだよね。もちろんこの頃の寄託契約というのは、仮契約みたいなものじゃないかな。もちろん、文書の点数はわからないし、何回も何回も取りに行つたような気がする。文書館ができる前から図書館として寄託は受けていたけれども、正式な事務処理はしていなかったように思う。だから、正式な事務手続きとしては、昭和44年以降ということになる。すでに、平山家や根岸家のように目録が刊行されている文書は1点1点の史料名称を付けて総数を明らかにできるけれど、目録が出来ていない文書群についてはそれは無理だから、あくまで仮契約ですよ。そして後日、目録が出来てから本契約をするかたち。目録が出来ていればいい訳で、必ずしも印刷物として刊行されて

いなくてもいい。だから、手書きの目録で契約していた時期もあります。

私が調査に行き、「お宅に古文書がありますか」というと、「鼠に食われて汚いから、全部燃やしちゃったよ」というようなことが、かなりあった。だから、失われつつある史料をとにかく少しでも今後に残さなくてはいけないということで、当時から現地保存という考えはあったけれども、悠長なことを言っていると史料が無くなる可能性が高いから、手当たり次第に収集した。一時期旧帝国大学に史料センターを作り、そこで各ブロックの史料を集めると構想があった⁵⁰⁾。でも、地方史研究協議会などの歴史の学会が大反対し、その中で「現地主義」という言葉が出てきた。当時使われていた「現地主義」は市町村ではなく、都道府県だけもね⁵¹⁾。結局この構想は立ち消えになってしまったんだけれど。その後、学術会議や学会が中心となって各都道府県に文書館を作ろうという運動をやったりしたが、それはそれぞれの県の努力にかかっているから、十分には実らなかった。

教育史などの編さん過程で所在を確認した文書の中には、文書館が所蔵者と直接交渉して受け入れた文書群もあったが、基本的には、寄贈にしろ、寄託にしろ、地元の教育委員会とも話し合いながら進めていた。

開館当初の文書館では、統計上は行政文書の利用の方が多かったけれど、実際は古文書の閲覧希望が多かったんですよ。古文書の収蔵点数は少ないし、収集しなければ閲覧者からの要望に耐えられないということで、古文書の収集に駆けずり回っていた。文書紹介の仲介者——文書館の文書調査員とかから、情報が入ってくる。また、市町村の各教育委員会へも、依頼文書などを出していたと思うよ。当時考えることができる、ありとあらゆる広報を行っていたと思う。今の現地主義のような考え方も確かにあったけれども、今とは違って現地に保存機関はないんだから。ともかく無くなってしまうものは、なんとか防がなくちゃならないから、どんどん文書館で保管

すれば良い、というような考え方ですよね。秩父に行った時など、浦和まで帰って来なくちゃならないから大変だった。職員もお互い若かったからね。僕が当時、一番年長者で43歳なんだから。今では僕にやれ、といつてもできないよね。運転をするのは大村さん、それから小池さん⁵²⁾。今は課ごとに仕事の内容も明文化されているけれども、当時は職員が少なかったから、古文書係とか行政文書係とかいう仕事上の分担はないに等しかった。そういう形で当初はやっていたね。今から見ると異常だけれども、はじめはどこの館でもそうだったと思うよ。

文書館が設立に際して考えた史料の収集方針は、「寄贈・寄託を中心とする」ということだった。それは、設立の目的を反映したものなんだよ。博物館施設は資料購入を前面に出しているけれども、文書館が経常予算として資料購入費を掲げたことはない。だから、資料購入は副次的なものである。ただし、必要な史料が出た際には、予備費や補正予算を組んで対応した。そういう慣行になっていたんだよ。たとえば、今は県指定文化財になっている織田信雄書状などは図書館時代に、図書館の予算で購入したものだ。私個人としては、入札による資料購入には応じないという考え方があった。1回はやったことがあるけれど、以降1回もやっていないよ。文書館が独立してからは文書館の図書購入費自体が少なかったから、それを資料購入に当てるということはしていない。予備費で対応してもらった。金額的に大きかったのは、独立後になるが安保文書⁵³⁾。知事公館に行って私が1点1点史料の説明をして、補正予算を組んだんだよ。以降、財政課としては「埼玉県に関する貴重な史料が新たに出てくれれば対応します」と言っていた。文書館は寄贈・寄託を中心とした史料収集方針ではあるが、貴重な史料が流出の危機にある場合、また県ゆかりの新出史料が出た場合は、その都度予算対応をすることになっていたんだ。今後もそうした貴重な史料があった際には、予算対



書庫に仮配架中の古文書



保存箱内に整理された古文書

- 48) 現在学習院大学史料館蔵。
 49) 村本達郎埼玉大学名誉教授。人文地理学を専門とし、平山家と同じ毛呂山町在住。
 50) 36頁解説参照。
 51) 日本学術会議の「歴史資料保存法の制定について（勧告）」（昭和44年）では、「厳密には資料現蔵機関または現蔵者の所在する市区町村のことであるが、広義にはその市区町村の属する都道府県のこと」とし、文書館設置は都道府県必置、市区町村については「促進するための措置を講ずる」とされた。
 52) 当時大村進氏は行政文書係長（部制施行後行政文書課長）、小池信一氏は同係主事。
 53) 賀美郡安保郷（現神川町）を本領とした安保氏の、鎌倉から戦国期にわたる37点の文書。昭和57年に購入、同年に県指定文化財。

応できるということだな。

4 古文書の整理

図書館時代から近世史料講習会もやっていましたし、そういう事業を文書館のオープン以降変えようとかいう話はなかった。森田君が一番詳しくて、実際にやっていた。その森田君が文書館に移ったんだから、そのままの方式でやって来たんじゃないかな。たとえば、文書館で付けている地域番号は、『新編武藏風土記稿』に基づいて付けているんだが⁵⁴⁾、そういうことからして、「森田方式」を継続しているんだ。それを否定するということはないんじゃないかな。

でも、だんだん時間が経つにつれて、文書の縦横の寸法や丁数まで目録に入れなくていい、それより早く刊行すべきだ、と言って今の形に整っていった。当初は全て図書館方式、後になっていろいろ合理化する。寄託文書の整理促進ということをしない限り、寄託者からの信頼を得ることが出来ない、という点において、省力化しようということだったと思う。

古文書の史料整理の仕方も、図書館時代から基本的には変わらない、袋に入れてね。

燻蒸は行政文書はしなかったけれど、古文書で燻蒸しない史料はない。当時作業は、アルバイトにもやってもらった覚えがあるよ。あの頃は職員が少ない上に、史料はどんどん入って来るだろう。だから、物凄く大変だった。燻蒸作業だけじゃなく、カード取りなどに、アルバイトは随分使ったような気がする。そういう面では、図書館の他の予算と一緒に経理だから、結構やりくりでやってもらってなんじゃないかな。当時図書館は移動図書館をやっていたから、かなり予算を持っていた。ある面においては、図書館の一組織ということは、文書館にとって悪いことばかりではなかったと言える。

文書の整理というと、手紙や書状類がかなり含まれているような家もあるが、整理作業を急ぐために、手紙類のほとんどは、大部分

の家文書で整理をしていないんだ。手紙や書状類がメインの家は別だけれども。書簡は難しくて読めない、ということもあるから、未整理文書の箱のなかに文書番号も付けないでそのままになっているよ。ある一定のところまで出来たら、そこで目録として出す。後は後日、という形。全て後日、後日というようなものが多いよね。当時としては1件でも早く寄託を促進しなければならない、ということがあった。そうでないと、所蔵者から、「何年待てばいいんだ、そんなことだったら文書を返してくださいよ」ということになってしまふ。そうなったら大変だから。他の館長なら違うかもしれないけれど、僕の仕事のやり方が「とにかく前へ進め、そうでなければ信任は得られない」という方針だったから。まあ、それで21世紀まで大きな課題を残していますけれども。

5 普及事業と編さん事業

普及事業については、これは積極的にやらなければいけないと思っていた。展示や講座や講演会だとかはともかく積極的にやろうということだったが、講座や講演会は場所もないあまり出来ない面もあった。史料的価値の高い史料の展示の場合は、埼玉会館の郷土資料室で何回かやった覚えがある⁵⁵⁾。

現在の古文書解説講習会は、近世史料講習会という名称で図書館時代にはじましたが、常連の受講者もいて、いつも一番前を陣取って聞いている人もいた。だから、あの講習会は募集人員の定数割れをしたことは一度もなく、いつも抽選だった。古文書愛好者の多さを実感したものだよ。あれは図書館協会との共催事業なんだよ。後には県立図書館は4館になったから、4館の管内を巡回して解説講習会を開催していた。だから、開催地の県立図書館の館長さんがいろいろとバックアップしてくれた。史料編集という仕事も図書館時代から引き継がれたもので、それが文書館になってからさらに拡充しなくてはいけないという考え方だった⁵⁶⁾。それが止まってしまう

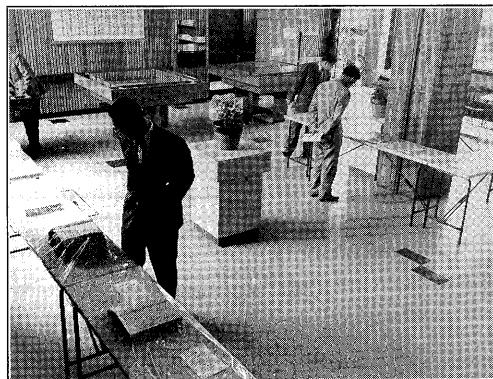
のは、県史編さんの開始⁵⁷⁾ですよ。文書館は編さんよりももっと基礎的なものをやらなくてはいけないんだ、という考え方自体が、内部に起きてきていたのかもしれないな。県史がやることなどにも競合しなくてもいいじゃないか、むしろ文書館は他の仕事に精を出さなければいけないんだ、ということがあるだろうね。

6 埼史協と全史料協

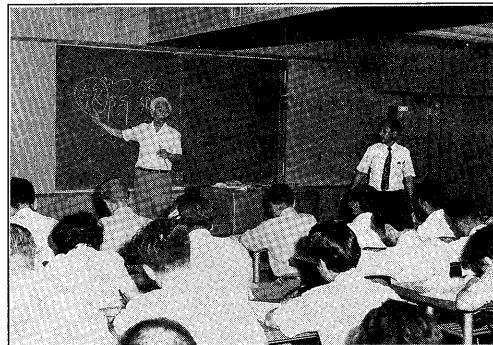
単なる館の利用というだけに止まらず、組織的に県と各市町村が縦と横で連絡し合って切磋琢磨していくことを目的に、現在の埼史協の前身の団体を作った⁵⁸⁾。当時編さん事業が盛んだった越谷市の本間さん、それから浦和市の中沢室長さん、大宮の金井塚さん、妻沼の奈良原さん達⁵⁹⁾に、こういう会を作つてはどうかと呼びかけた。これが出来たのが昭和49年、最初から46機関もあった。この団体については市長会、町村長会の役員会で了承を受けているから、公的に負担金も出してもらえるんだ。埼史協は今まで続いていて、その活動内容からも全国に誇れる団体だ。

当時はこのような団体はほとんどなく、オリジナルな発想だった。市町村の方でも、編さんをどのように進めていったらいいのかわからないでしょう。だから、こういう会が出来てすごく喜んでいたね。市町村の担当者の人は、必ずしも歴史の専門家じゃないでしょう。事務局は特に行政マンだから。研修ではいろいろなところへ行ったり、それで切磋琢磨したんですよ。はじめは文書館主導型だったけれども、後に市町村の中から力がある人が出て来て、地域史料についての5冊の本⁶⁰⁾を出すようにまで発展した。当時はそういう団体はほとんどなかったから、その活動内容が全国的に有名になって、埼史協をお手本にする県も出てきている。埼史協の精神としては、発足当時から史料保存という考え方方が存在していた。

埼史協が出来てから、市町村史編さん的人が調査に来ないという日はなかったでしょ



文書館落成記念「埼玉の文書展」展示風景



近世史料講習会(昭和48年)

54) 古文書の整理に際し、史料群の出所の属する郡及び近世村を番号コード化したもの。『新編武藏風土記稿』は幕府により文化文政期に編さんされた地誌。

55) 埼玉会館は県立図書館に隣接。大小ホールや集会室のほか、郷土資料室があり、様々な企画の展示を行っていた。平成6年度閉室。

56) 文書館開設以後昭和50年までに「埼玉県史料集」6冊と「埼玉県近代史料集」1冊を刊行。

57) 昭和52年に県史編さん室が総務部に設置され、『新編埼玉県史』の編さんが始まった。なお、『新編埼玉県史』完結後も県史編さん室では『埼玉県史料叢書』等の編さん事業を行っていたが、平成6年度をもって解散、その事業は文書館に移され、史料編さん課が新設された。

58) 88頁解説及び資料78~81参照。

59) 本間清利(越谷市史編さん室長)、中沢袈裟吉(浦和市史編さん室長)、金井塚欣三大宮市史編さん室長、奈良原春作(妻沼町誌編纂室長)。

60) 埼史協専門研究委員会によって編集された報告書『地域文書館の設立に向けて』のシリーズ。

う。それで、文書館の利用者数もぐっと伸びたんだよ。1日15~6人にはなるんじゃない。だから学校史と市町村史で、文書館の利用促進となつたんだ。

全史料協⁶¹⁾にとつては、国立史料館の職員で、埼玉大学の非常勤講師もしていた鎌田永吉さんの存在が大きい。鎌田さんが古文書の散逸を防ぐためには、全国組織を作つた方が良いと言い出して、それが端緒となつて全史料協になつたんだと思う。全史料協の産みの親は鎌田永吉さんである、と断言してもいいんじゃないかな。その位素晴らしい人だけれど、早くに亡くなつてしまつた。昭和49年に埼玉で開いた第1回の準備の会合⁶²⁾に彼はもちろん出席して、文書館として早くにオープンしていたということ、交通の便に恵まれていたことなどの諸条件が揃つていたため、埼玉県でリードしてくれということになつたんだ。埼玉で全史料協や埼史協の設立や運営をリードしたのは大村進さんだ。それだけでなく、大村さんは開館以来、事業のあらゆる面で活躍し、文書館の基礎をつくり上げてくれた。

V 独立への機運と展開

文書館を育てていくのに、図書館や文書課などとの関係が大事だった。あくまで組織的には図書館の一部ですから、図書館の予算の中にあるんです。当時も現在と同じように、予算には一般経費と政策的経費があった。一般経費というのは、いつの時代でもなかなかとれないでしよう。やっぱり政策的経費でとらない限り、予算というのは増えないですよ。こちらとしても、大きな仕事としては何をやるか、いろいろ考えたけれども、当時県史編さん室はないから、編さんにより本を作つていくということを考えたんだろうな。史料が文書館に来るのを待つだけじゃなくて、複写での収集というのもも考えた。当時から原史料を閲覧に出すということの問題はわかっていたから、マイクロ撮影をして焼き付けて

閲覧に供するということも考えた。これは当然んですよ、はじめからそれは大きな問題だったんだから。でも、これらをやるには、大きな予算を取らなければならないんですね。

埼玉県は当時、団地がどんどん出来ていつて、その時期だから、図書館はそういう社会情勢の中で何をしていくべきなのか、と模索をしていました。やはり、県立図書館が本に恵まれていない人達に本を提供する——すなわち普及という考え方が、当時はすごく強かったんだね。そこで、団地対策という問題が出てきた。大きな団地に大量の本を持っていき、1日同じ場所にいて1日だけの図書館を開くという考え方——「1日図書館」ということだけれど。図書館の事業としてみれば、とてもいい、画期的な計画なんです。最初は車1台でやっていたのが、2台にしようということになった。予算的にも大きい。当時図書館は社会教育という面から見ると、乗りに乗つていていた訳です。

その時期と文書館の設置が重なつてしまつたんです。文書館はこれから伸びなくちゃならない。たぶん1日図書館というのがものすごく盛んになってくるのは昭和46、7年頃じゃないのかな。内部で予算の調整をして、どういうものを出すか、という時になると、図書館として力を入れるのは1日図書館であり、いずれ落ち着いたら文書館の方に力を入れようじゃないか、ということなんだ。図書館の考え方として、それは間違つていないけれども、文書館の担当者としてはねえ。“鉄は熱いうちに打て”じゃないけれど、文書館ができた時にいろいろやってアピールしないと、何年か経過して忘れられちゃつてからじや、だめなんだから。館長にいろいろ説明した。政策的経費は一本しか出せないという制度自体がおかしい、文書館は最初から独立的位置付けといつてたんだから、それが阻害されるのはおかしい、と。だから、独立すべきである、文書館は他の機関になるべきである、と。

当時の館長の江袋さん⁶³⁾は、それは当然賛成であると。それで、私としては当時の社会教育課と相談して、たまたま文化財保護協会会長が県会議員の石沢義夫先生だったので、相談してみることになった。先生も、それは大変結構であると賛成してくれた。その後、県議会でも質問が出たりして、文書館の分離独立の気運がだんだん高まっていったんだよ。文書館としての予算が取れないというのが、文書館独立の大きな理由です。もう、これ以外には考えられない、といつていいくらい。だから、そうなると、もとは予算制度の問題ということになる。政策的予算に対しては館として枠をはめられるから、それじゃ文書館としての予算が取れない、ということ。まあ、はじめから文書館は別組織にしたいという底流があった訳だから、いきなり突拍子もないことを言い出したんじゃないんだよ。文書館を作る時の底流に、そういうものがなかったら、分離独立は難しかったかもしれないよ。

文書館の独立に対して図書館が反対したということはないですよ。むしろ賛成だったんじゃないかな。

昭和40年代後半になると、他県にも文書館の施設ができるくるし、そういうのと地方史研究協議会などの全国組織での活動が合わさってきて、各地に文書館が開館するようになってきた。だから、埼玉の場合も独立すべくして独立したともいえる。独立の構想は昭和47年頃から各所へ根回しをはじめ、翌48年度には埼玉県地方史研究会から請願も出た。でも、48年にオイルショックが来て、それで1年独立が延期になってしまったんだよ。職員も予算も付かないし、これじゃ独立してもだめだ、と私が反対して1年延期になったんだけど、結局1年延ばしても同じだったんだ。独立した時期が悪かったよ、オイルショックの時だからね。厳しかったよ。事業課の職員の増員はだめだったけれど、庶務に関しては浦和図書館の人員から当時の館長の決断により2名を割いてくれて、文書館の庶務となつた。事業課の方の増員はなかった。館長も図

書館長の兼務だったが、当時1年間だけ館長だった小林鶴男さんはほとんど文書館の方には顔を出さなかつたよ。ぼくに全てをまかせるからといって。組織上図書館から独立したというだけで、事業などが変わる訳ではなく、大きな節目という感じではないな。むしろ、新館の方が大きい節目だったね。私は昭和50年の独立後、51年に文書館長になった。その時点で収納スペースが満杯状態だったから、すぐに独立館舎について考えることになった。文書館は県庁の側にあった方が良いから、毎日のようにどこかいい土地はないか、と県庁周辺を歩きながら考えていたな。

61) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。2回の準備会を経て昭和51年2月山口県文書館で結成大会開催。当館は長く会長、事務局を担つた。

62) 昭和49年3月当館で開催。16機関27名参加。

63) 江袋文男氏。県立図書館を主管する社会教育課長として文書館建設専門部会で検討に参画した。文書館開設の44年度に図書館長。